

地域指定年度	昭和 45 年度
整備計画策定年度	昭和 46 年度
特別管理指定年度	昭和 50 年度
整備計画改訂年度	〃
特別管理指定年度	昭和 54 年度
整備計画改訂年度	〃
農業・農村振興総合対策	平成 2 年度
整備計画改訂年度	〃
特別管理指定年度	平成 7 年度
整備計画改訂年度	〃
計画見直し年度	平成 15 年度
計画見直し年度	平成 30 年度

## 草津農業振興地域整備計画書

平成 31 年 3 月

滋賀県草津市

## 目次

<b>第1 農用地利用計画</b> . . . . .	1
1 土地利用区分の方向	
(1) 土地利用の方向	
ア 土地利用の構想	
イ 農用地区域の設定方針	
(2) 農業上の土地利用の方向	
ア 農用地等利用の方針	
イ 用途区分の構想	
ウ 特別な用途区分の構想	
2 農用地利用計画	
<b>第2 農業生産基盤の整備開発計画</b> . . . . .	5
1 農業生産基盤の整備および開発の方向	
2 農業生産基盤整備開発計画	
3 森林の整備その他林業の振興との関連	
4 他事業との関連	
<b>第3 農用地等の保全計画</b> . . . . .	7
1 農用地等の保全の方向	
2 農用地等保全整備計画	
3 農用地等の保全のための活動	
4 森林の整備その他林業の振興との関連	
<b>第4 農業経営の規模の拡大および農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画</b> . . . . .	9
1 農業経営の規模の拡大および農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	
(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標	
(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	
2 農業経営の規模の拡大および農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策	
3 森林の整備その他林業の振興との関連	
<b>第5 農業近代化施設の整備計画</b> . . . . .	11
1 農業近代化施設の整備の方向	
2 農業近代化施設整備計画	
3 森林の整備その他林業の振興との関連	

<b>第6</b>	<b>農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画</b>	<b>13</b>
1	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向	
2	農業就業者育成・確保施設整備計画	
3	農業を担うべき者のための支援の活動	
4	森林の整備その他林業の振興との関連	
<b>第7</b>	<b>農業従事者の安定的な就業の促進計画</b>	<b>14</b>
1	農業従事者の安定的な就業の促進の目標	
2	農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	
3	農業従事者就業促進施設	
4	森林の整備その他林業の振興との関連	
<b>第8</b>	<b>生活環境施設の整備計画</b>	<b>15</b>
1	生活環境施設の整備の目標	
2	生活環境施設整備計画	
3	森林の整備その他林業の振興との関連	
4	その他の施設の整備に係る事業との関連	
<b>第9</b>	<b>付図</b>	<b>16</b>
1	土地利用計画図（付図1号）	
<b>別記</b>	<b>農用地利用計画</b>	<b>16</b>
(1)	農用地区域	
	ア 現況農用地等に係る農用地区域	
	イ 現況森林、原野等に係る農用地区域	
(2)	用途区分	

# 第1 農用地利用計画

## 1 土地利用区分の方向

### (1) 土地利用の方向

#### ア 土地利用の構想

本市は、県の南東部に位置し、東は栗東市、南は大津市、北は守山市、西は琵琶湖にそれぞれ接している。その範囲は、南北約13.2km、東西約10.9kmとやや南北に広がっており、東部地域の洪積丘陵のほかは、ほとんどが肥沃な複合沖積平野である。土質は、丘陵地帯が第4紀新層の砂質壤土、平坦部は壤土、湖辺地帯は埴土からなっている。

気象は、瀬戸内型気候に属し、年平均気温は15.0℃、年間降水量は1,412.0mmで雪は少なく、比較的温和である。

人口は、最新の国政調査である平成27年10月1日137,247人で、ここ数年は、年率にして1.2%程度の増加で推移しており、今後もこの傾向は続くものと思われる。

また、JR南草津駅を中心とする新市街地の形成や、JR草津駅付近の中心市街地再開発事業等により平成32年には142,659人に達する見通しであり、平成47年に本市の総人口がピークとなり、その後は減少に転じることが見込まれる。

本市の総面積は、67.82km<sup>2</sup>（うち琵琶湖面積19.17km<sup>2</sup>を含む）で、都市計画法による市街化区域、市街化調整区域内の山林地帯を除いた24.51km<sup>2</sup>が農業振興地域面積である。

第5次草津市総合計画に位置付けられた、今後の土地利用については、「商業・交流」、「住居」、「工業」、「交流研究」、「田園」、「山林」、「湖岸共生」といった基本的な方向性による市土のエリア区分である「ゾーン」の位置づけ、まちの資源の高度集積・活用を生かす「都市拠点」、都市の中心性を高めて市内外を結ぶ「環状道路」、緑・水・歴史などに恵まれた本市の特性を、市内外から親しみと憧れを集める快適なまちをつくるための「うるおいネットワーク」の4つの内容を基本方針として土地の有効利用に努める。

目標年次における用途間の移動は、次表のとおりである。

(農業振興地域内)

単位：ha、%

区 分 年 次	農用地		農業用 施設用地		森林・原野		住宅地・工業用 地・その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在 (平成 31 年 3 月)	1,453.3	59.3	34.1	1.4	46.8	1.9	917.0	37.4	2,451.2	100
目標 (平成 40 年 12 月)	1,386.1	56.5	34.1	1.4	46.8	1.9	984.2	40.2	2,451.2	100
増減	△67.2	—	0	—	0	—	67.2	—	0	—

※目標値は平成 25 年から平成 29 年までの 5 年の転用実績は 33.6ha であり、同程度発生すると想定。

#### イ 農用地区域の設定方針

##### (ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農用地 1,539.6ha のうち、1,120.3ha について農用地区域を設定する。

農用地区域の設定は、次の農用地について行う。

- a 10ha 以上の集団的に存在する農用地
- b 土地改良事業またはこれに準ずる事業の施行に係る区域内にある土地（農業用排水施設、区画整理、農地造成等）
- c a および b の土地の保全・利用上必要な施設の用に供される土地（農業用排水路、ため池、農道等）
- d 農業用施設用地で、2ha 以上のものまたは a および b の土地に隣接する土地
- e 果樹または野菜の生産団地の形成その他農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るための土地

ただし、e に該当する土地であっても次の土地については農用地区域に含めない。

- 1 集落区域内に介在する農用地
- 2 自然的な条件等からみて、農業の近代化を図ることが適当でないと認められる農用地

##### (イ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農業用施設用地のうち、(ア) において農用地区域を設定する方針とした農用地に介在し、または隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるものおよびおおむね次に掲げる農業用施設用地について、農用地区域を設定する。

農業用施設の名称	位置（集落名等）	面積（ha）	農業用施設の種類
農業施設	下笠、北山田	1.5	カントリーエレベーター 苗供給施設 米品質管理センター 野菜出荷センター 低温倉庫
野菜ハウス団地	下笠、北山田	5.5	野菜ハウス団地
農業用倉庫	全集落	6.1	農業用倉庫
計		13.1	

(ウ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

現況森林等については、将来とも農用地の開発が不可能なため、原則、農用地区域の設定は行わない。ただし、周辺の農地と一体的に保全する必要があるものについて一部設定する。

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

農用地区域内 1,133.5ha の土地利用状況は、田 965.6ha、畑 68.4ha、農業用施設用地 13.1ha である。

今後の土地利用については、生産基盤が整備された生産性の高い優良農地の確保、保全を積極的に行うとともに、本市の基幹品目である水稲と麦、大豆、水田野菜を組み合わせた地域輪作農法、農用地の流動化による担い手への農地の集積・集約、農業経営体の育成および集落ぐるみの集团的土地利用等の農地の効率的利用を図る。

野菜と花きについては、栽培技術の向上および新品目の開発、導入に努める。

なお、用途間の将来の移動は次表のとおりである。

単位：ha

	農地			農業用施設用地			山林・原野			その他			計		
	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減
A地区	634.6	634.6	0	11.6	11.6	0	0	0	0	55.1	55.1	0	701.2	701.2	0
B地区	337.8	337.8	0	0.7	0.7	0	0.1	0.1	0	26.0	26.0	0	364.6	364.6	0
C地区	61.6	61.6	0	0.8	0.8	0	0	0	0	5.3	5.3	0	67.7	67.7	0
合計	1,034.0	1,034.0	0	13.1	13.1	0	0.1	0.1	0	86.4	86.4	0	1,133.5	1,133.5	0

(注) A・B・C地区についてはP17を参照

## イ 用途区分の構想

### (ア) A地区（湖辺地区）

県道大津守山近江八幡線と県道近江八幡大津線とに挟まれた区域の農用地約701haについては、昭和46年度から実施した県営ほ場整備事業が完了し、大型機械による一貫作業体系が確立されており、最も生産性の高い地域であることから、地域輪作農法の展開による効率的な土地利用を図る。

また、この農用地のうち約61haの畑地については、畑地かんがい施設等の生産基盤の整備をはじめ、近代化施設等が導入されたことにより、大規模園芸施設が形成されており、今後においても、都市近郊の有利性を生かし、消費動向に応じた生産性の高い産地づくりを進める。

### (イ) B地区（中部地区）

県道大津守山近江八幡線および市街化区域と市街化調整区域との境界線に挟まれた区域の農用地約365haのうち約278haについては、ほ場整備事業が完了しており、農業生産における大型機械による作業体系や稲作と転換作物を合理的に組み合わせた地域輪作農法を展開し、効率的な土地利用を図る。

### (ウ) C地区（志津地区）

市南東部にあたる丘陵地帯、志津地区の農用地約68haについては、ほとんどが未整備田であるため、県営土地改良事業によるほ場整備の促進を図り、農業生産における大型機械による効率的な土地利用を図る。

また、カーネーションの発祥の地であり、バラ、カーネーションの花き生産は維持する。

## ウ 特別な用途区分の構想

該当なし

## 2 農用地利用計画

別記のとおりとする。

## 第2 農業生産基盤の整備開発計画

### 1 農業生産基盤の整備および開発の方向

本地域内の農用地区域約 1,133.5ha の土地条件は、志津地区の丘陵地帯を除いて団地性も大きく、その大半が肥沃な複合沖積層により形成された平坦な農地である。また、農用地の利用状況は、田 965.6ha、畑 68.4ha で、他に農業用施設用地として 13.1ha を設定している。

平成 29 年度末で、土地基盤整備としてのほ場整備事業の整備率は 87.1% であり、残る未整備地についても、引き続き整備を促進することにより、生産性の高い優良農地の確保と保全に努める。

また、需用動向に即応した農業生産の確立を図るため、ほ場整備をはじめ、農道整備、農業用水の安定供給を図るため草津用水二期事業計画によるかんがい排水施設の更新整備事業等の支援を行うことにより、効率的な土地利用を図る。

草津用水二期事業計画は草津用水土地改良区が平成 18 年度に策定し、平成 19 年度から県営かんがい排水事業草津用水地区として第 1 段送水路の更新事業を実施しており、平成 28 年度に事業が完了している。第 2 段送水路の更新や草津用水 2 期地区については、現在常盤用水路等の更新事業を行っており、更なる農業用水の安定供給を図る。

あわせて、農地の多面的機能を発揮するため、世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策事業を推進するとともに、地域資源を活用した新しい時代にふさわしい農業の振興を図る。

#### ア A 地区（湖辺地区）

本地区は、ほ場整備事業、かんがい排水事業および畑地かんがい施設の整備が完了しており、今後は、整備後年数が経過し、老朽化の進んでいる施設の更新事業の需要が高まっていることから、更新事業に対しての支援や、補修への補助を行い、生産性の高い優良農地の確保と保全に努める。

#### イ B 地区（中部地区）

本地区は、農用地区域約 365ha のうち約 278ha の農地について、ほ場整備が完了している。今後は、整備後年数が経過し、老朽化の進んでいる施設の更新事業の需要が高まっていることから、更新事業に対しての支援や、補修への補助を行い、生産性の高い優良農地の確保と保全に努める。

#### ウ C 地区（志津地区）

本地区の約 68ha の農用地は、ほとんどが未整備農地であり、農業経営の合理化と生産性の向上を図るため、関係農家との合意形成に努めながら、環境と調和に配慮しつつ、積極的にほ場整備事業の支援を行う。



## 2 農業生産基盤整備開発計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		備考
		受益地区	受益面積	
馬場山寺地区 基盤整備事業	区画整理 71ha	馬場、山寺	71ha	県営
草津用水二期 事業	かんがい排水事業	市全域	906ha	県営

## 3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

## 4 他事業との関連

(道路および河川整備事業)

農用地区域内において計画されている道路および河川整備事業の実施にあたっては、土地基盤整備事業との整合性に留意し、関係機関と必要な調整を図る。

(史跡、名勝等)

農用地区域内に含まれる文化財保護法の文化財、史跡については、農業関係事業の計画および実施の時点で、関係機関と協議し、その整備と保全を図る。

(その他公共事業)

その他公共事業が、農用地区域内で実施される場合についても、優良農地の保全、確保を図るため、関係機関と必要な協議、調整を行う。

### 第3 農用地等の保全計画

#### 1 農用地等の保全の方向

##### (1) 農用地等の保全の必要性

農用地は、一度荒廃するとその回復が困難な最も基礎的な農業資源であり、無秩序な土地利用や耕作放棄地等による農用地のかい廃を防ぎ、農用地を営農に適した良好な状態で確保し、その有効利用を図っていく必要がある。

また、農用地は豊かな食糧等を供給するだけでなく、農業生産活動により生じる農地の保全や水源のかん養、保健休養、自然環境などの多面的な機能を有しており、健全で持続的な営農を通じて、これらの機能が十分に維持・増進されるように適正に管理する必要がある。

##### (2) 農用地等の保全の基本的方向

農用地の適正管理、効率的かつ安定的な経営体への利用集積、農業生産基盤の整備等の施策を通じて、農業生産活動を継続することにより耕作放棄地の発生を抑制すると共に、既存の耕作放棄地の復旧や遊休農地の解消に努め、農用地の保全を図る。

また、大雨による災害等から農用地の維持・保全を図るため、農業用排水施設等の土地改良施設を適正に管理する必要がある、老朽化した施設については、地域用水機能の維持・増進に配慮しつつ、計画的な維持管理体制の構築を図る。

#### 2 農用地等保全整備計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		備考
		受益地区	受益面積	
農村環境保全	支援事業、推進事業	市内	1,294ha	国営造成施設管理体制整備事業

### 3 農用地等の保全のための活動

農地中間管理事業や利用権設定等促進事業の活用による担い手への集積・集約化の促進を図り、農業者自身による農用地等の管理・耕作を行い、農用地を適正に保全する。

世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策事業を行うことで、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に対する支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進することにより、農業・農村の多面的機能が今後とも適切に維持・発揮されるように取り組む。

また、農用地を適正に保全するため、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査や農地利用状況調査で農地に関する情報の収集、整理、分析、提供を行うとともに、人・農地プラン、農地中間管理事業を活用し、遊休農地および耕作放棄地対策を行う。

### 4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

## 第4 農業経営の規模の拡大および農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

### 1 農業経営の規模の拡大および農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

#### (1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

本市の農業を維持し、かつ発展させていくためには、他産業従事者並みの農業所得が確保できる担い手の育成が必要となる。そのためには、農地中間管理事業や農地利用集積円滑化団体であるJA草津市による利用権設定等促進事業により農用地の集積、規模拡大を図っていく。さらに、水田における高収益作物の導入を行い、効率かつ安定した農業経営が行えるよう支援する。

具体的な経営の指標は、優良な経営の事例を踏まえつつ、他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人当たり概ね500万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり概ね2,000時間程度）の水準が達成できるものとし、これらの農業経営が地域における農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立していくことを目指す。

#### 本市の主要な営農類型

	営農類型	目標経営規模	作目構成
個別 経営	水田作	作付面積 36ha 経営面積 27ha	水稲=18ha 小麦=9ha 大豆=9ha
	水稲+野菜	作付面積 14.5ha 経営面積 10.5ha	水稲=7ha 小麦=3ha 大豆=3ha 大根=0.1ha 水菜=0.4ha 小松菜=0.5ha ほうれん草=0.5ha
	野菜	作付面積 1.5ha 経営面積 0.5ha	大根=0.1ha 水菜=0.4ha メロン=0.5ha ほうれん草=0.5ha
		作付面積 2.4ha 経営面積 0.7ha	大根=0.1ha 水菜=0.6ha メロン=0.3ha 小松菜=0.7ha ほうれん草=0.7ha
	花き	作付面積 0.3ha 経営面積 0.3ha	バラ=0.3ha
		作付面積 0.3ha 経営面積 0.3ha	カーネーション=0.2ha 1,2年草花、球根切花=0.1ha
組織 経営	水田作 (集落営農)	作付面積 40ha 経営面積 30ha	水稲=20ha 小麦=10ha 大豆=10ha

※作付面積は、作付の回転を含む面積。経営面積は、土地の面積であり、作付の回転は含まない。

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

人・農地プランや農地中間管理事業、利用権設定等促進事業を活用し、認定農業者等の担い手へ、農地の集積・集約化を図る。また、経営管理の熟度に応じて、認定農業者や生産組織の農業経営の法人化を促進する。

J A草津市や湖南地域農業センターなどと連携を強化し、市内で意欲のある担い手の効率的な土地利用、生産性の高い営農体制の確立に努める。

**2 農業経営の規模の拡大および農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策**

(農用地等の流動化)

人・農地プランや農地中間管理事業、利用権設定等促進事業を活用し、効率的かつ安定的な農業経営を営む認定農業者等の担い手へ、農地の集積・集約化を図る。

(農作業の受委託)

農業機械銀行の組織体制を充実して、その積極的な活用を図ることにより、農作業の受委託を促進し、農業経営の合理化を図る。

(集落営農の組織化)

今後も、担い手が不足していく集落においては、集落営農の設立を支援し、また、現在集落営農を組織化している集落においては、法人化を支援し、機械等の共同利用による効率的な農業を促進する。

**3 森林の整備その他林業の振興との関連**

該当なし

## 第5 農業近代化施設の整備計画

### 1 農業近代化施設の整備の方向

本市は、古くから近江米の産地として知られており、全域で水稻栽培がおこなわれている。専業農家は171戸で農家戸数の0.3%程度でありそのほとんどが兼業農家である。今後は、第2種兼業農家が自作で水稻農業を経営することは難しくなり、土地持ち非農家の世帯が増加すると考えられることから、担い手への農地集積・集約や集落営農の推進を行うことが必要となっている。また担い手や集落営農にとって効率的かつ安定的な農業経営が成り立つようにするためには、農業機械の大型化を行うことが求められており、担い手が不足している集落では共同利用農機具の大型化を図り、利用効率の向上に努める。JA草津市においては、水稻育苗および防除作業、カントリーエレベーター等の農業近代化施設の効率的な運用により、作業の合理化に努める。

麦については、米の生産調整の基幹品目として、ブロックローテーションによる作付け体系の継続を図るとともに、適切な施肥、病虫害防除の実施や排水対策等、ほ場条件の整備を行うことにより品質の向上を図る。また、高性能農機具の導入による省力化と農作業の受委託の促進により、生産性の向上を図る。

野菜については、需要の動向に即応した計画的な生産、販売を促進するとともに、排水対策、土づくりの推進、連作障害回避のための新品目の導入による作付け体系の確立および高性能機械施設の利用による省力化を図ることにより、都市近郊野菜の安定供給地としての生産性の高い産地づくりに努める。

花きについては、生産農家が減少しているが、県内他産地と連携し、県内外でのPRによる県のブランド化の取り組みを支援する。

#### ア A・B地区（湖辺、中部地区）

本地区は、米を中心に、麦、大豆を採り入れた複合輪作体系による営農が展開されているが、既設の農業近代化施設のより一層の効率的な運営を行うとともに、高性能機械施設、水田野菜の機械の導入および営農にかかる基本技術の励行を図ることで、より一層の生産性と品質の向上に努める。

また、大規模園芸施設が形成されているエリアでは、需要の動向に即応した計画的な生産、販売の推進、協同集出荷施設・設備の整備、高性能機械施設の導入により、農業経営の合理化に努める。

#### イ C地区（志津地区）

本地区は、米と花きの栽培を採り入れた農業経営が行われており、土地基盤の整備を促進することにより、大型機械による作業体系を確立し、生産性の向上と経営の合理化に努める。

また、花きの生産地として、バラ、カーネーションを県としてのブランド化を支援し、有利販売による農業経営の安定に努める。

2 農業近代化施設整備計画

該当なし

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

## 第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

### 1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

効率的かつ安定的な農業経営が成り立つように、関係機関・団体の体制整備と機能強化を図り、相互連携により認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織等の担い手を育成していく。

また、JA草津市と連携を行い、人・農地プランを活用しながら、地域ごとの担い手の育成を支援する。

米、麦、大豆、野菜、花き、果樹、畜産等について、優れた経営能力と生産技術を持ち、他産業並みの所得を確保できる効率的かつ安定的な農業経営をめざした個別および組織経営体を育成するとともに農業情報の収集・発信機能を充実させる。

### 2 農業就業者育成・確保施設整備計画

該当なし

### 3 農業を担うべき者のための支援の活動

効率的かつ安定的な農業経営が成り立つように、認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織等の担い手に対して、今後、自ら主体性と創意工夫を発揮して経営発展できるよう、農地の集積・集約化の促進や経営所得安定対策、出資や融資、税制など、経営発展の段階や経営の様態に応じた支援を行う。また、各担い手がそれぞれの現状を踏まえ、自身の経営発展に資するよう、分析、検証を行っていく。

また、女性農業者の支援として、女性がいきいきと活動し、魅力ある農業を目指すため、女性農業者の能力向上および農業経営参画促進を図る。さらに、女性農業者が男性農業者とともに対等なパートナーとして参画できるよう、女性が働きやすい作業環境の整備や、育児・介護等に関わる男女の負担軽減など、農業分野でのワーク・ライフ・バランスを推進する。また、家族経営協定の普及に努める。

### 4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし



## 第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

### 1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本市の農業経営の形態は、都市化の進展と農業機械の導入に伴い、大半の農家が兼業農家で、農家の労働力は、他産業へ流出している。農業従事者の他産業就業状況については、市内および周辺の市に大手優良企業をはじめ、各種事業所が多数あるため、比較的安定している。

今後においても、農業従事者の安定した就業機会の確保に努める。

### 2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

本市の産業を大きく担っている工業について、多様な分野の産業や大学が集積している特徴を生かし、研究・開発型の事業所および施設や中心的な役割を担う工場など、今後、立地が期待される機能の誘導や、ボーダレス化、情報化の進展に伴う新たな都市型産業に係る利用を誘導するため、自然環境および生活環境の保全等に十分配慮し、計画的な工業用地の確保を図ることにより、農業従事者の安定した就業機会の確保を図る。

### 3 農業従事者就業促進施設

該当なし

### 4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

## 第8 生活環境施設の整備計画

### 1 生活環境施設の整備の目標

京阪神の都市圏に位置し、都市化が進展している本市の農村地域においては、土地持ち非農家の増加や、担い手、後継者の減少など、農業・農村をとりまく環境が変化しつつある。

こうした地域の農業振興を図るためには、意欲のある農業経営体、兼業農家、非農家それぞれとの連帯意識の高揚や集落機能の強化を図ることが必要である。

また、農村地域には水稲および野菜の生産地等として、肥沃な田園地帯が広がっており、今後とも、緑の空間地として保全・活用するとともに、神社・仏閣等の文化財の保全および歴史を生かした快適な農村環境の創出に努める。

### 2 生活環境施設整備計画

該当なし

### 3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

### 4 その他の施設の整備に係る事業との関連

該当なし

## 第9 付図

- 1 土地利用計画図（付図1号） 別添のとおりとする。

### 別記 農用地利用計画

#### (1) 農用地区域

##### ア 現況農用地等に係る農用地区域

農用地区域は、次表の「区域の範囲」に掲げる区域内に含まれる土地のうち、同表の「農用地区域に含める土地」欄に掲げる土地とする。

##### イ 現況森林、原野等に係る農用地区域

農用地区域は、次表の「区域の範囲」に掲げる区域内に含まれる土地のうち、同表の「農用地区域に含める土地」欄に掲げる土地とする。

#### (2) 用途区分

農用地区域内の農業上の用途は、次表の「農用地区域に含める土地」欄で、用途色別（農用地は水色、農業用施設用地は桃色）によるものとし、用途区分別面積は、同表の「農用地区域の面積」欄に掲げる用途区分別内訳のとおりとする。

地区 番号	区域の範囲	農用地区域 に含める土地	農用地区域の面積 (ha)		
			現況農用地等	現況森林 原野等	用途区分
A-1	草津市と守山市との境界線、県道大津守山近江八幡線、県道山田草津線および県道近江八幡大津線を順次結んで囲まれた区域	図面（第1号～第5号、第7号、第8号、第10号）に水色および桃色で着色した部分	田 501.3 畑 58.0 小計 559.3 施設用地 11.3 合計 570.6	森林原野 0 その他 47.8 合計 47.8	農用地 607.1 施設用地 11.3 合計 618.4
A-2	草津市と大津市との境界線、県道大津守山近江八幡線、県道山田草津線および県道近江八幡大津線を順次結んで囲まれた区域で農業振興地域の範囲内に該当する区域	図面（第10号、第12号）に水色および桃色で着色した部分	田 72.0 畑 3.2 小計 75.2 施設用地 0.3 合計 75.5	林野原野 0 その他 7.3 合計 7.3	農用地 82.5 施設用地 0.3 合計 82.8
B-1	草津市と守山市および栗東市との境界線、県道大津守山近江八幡線、県道栗東志那中線を順次結んで囲まれた区域	図面（第5号、第6号）に水色および桃色で着色した部分	田 73.8 畑 0.7 小計 74.5 施設用地 0.2 合計 74.7	林野原野 0 その他 6.5 合計 6.5	農用地 81.0 施設用地 0.2 合計 81.2
B-2	草津市と栗東市との境界線、県道栗東・志那中線および県道大津守山近江八幡線（志那中町交差点から下笠町交差点）、都市計画法の市街化区域と市街化調整区域との境界線を順次結んで囲まれた区域	図面（第5号、第6号、第8号、第9号）に水色および桃色で着色した部分	田 96.3 畑 1.4 小計 97.7 施設用地 0.2 合計 97.9	林野原野 0 その他 6.4 合計 6.4	農用地 104.1 施設用地 0.2 合計 104.3
B-3	県道大津守山近江八幡線、県道草津守山線（矢橋北交差点から矢橋中央交差点まで）および都市計画法の市街化区域と市街化調整区域との境界線を順次結んで囲まれた区域	図面（第10号～第13号）に水色および桃色で着色した部分	田 136.7 畑 2.3 小計 139.0 施設用地 0.3 合計 139.3	林野原野 0.1 その他 10.0 合計 10.1	農用地 149.1 施設用地 0.3 合計 149.4
B-4	草津市と大津市との境界線、県道大津守山近江八幡線、県道草津守山線および都市計画法の市街化区域と市街化調整区域との境界線を順次結んで囲まれた区域	図面（第12号、第13号、第15号、第16号）に水色および桃色で着色した部分	田 25.7 畑 1.0 小計 26.7 施設用地 0 合計 26.7	林野原野 0 その他 3.0 合計 3.0	農用地 29.7 施設用地 0 合計 29.7
C	旧志津村の農業振興地域の範囲内に該当する区域	図面（第14号、第17号～第19号）に水色および桃色で着色した部分	田 59.8 畑 1.8 小計 61.6 施設用地 0.8 合計 62.4	林野原野 0 その他 5.3 合計 5.3	農用地 66.9 施設用地 0.8 合計 67.7
計	農業振興地域 農用地区域	2,451.2 1,133.5	田 965.6 畑 68.4 小計 1,034.0 施設用地 13.1 合計 1,047.1	林野原野 0.1 その他 86.3 合計 86.4	農用地 1,120.4 施設用地 13.1 合計 1,133.5